

岩沼市復興推進計画

平成26年12月19日
宮城県岩沼市

1. 計画の区域

岩沼市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、岩沼市においても、死者181名、行方不明者1名、家屋被害5,428戸という過去に例を見ない極めて甚大な被害が生じた。また、今回の地震では、大きな揺れとその後の大津波により、沿岸部の集落や工業団地が壊滅的な被害を受けるとともに、東部地区の多くの住宅や農地などが浸水した。農業や工業など、本市を代表する産業に大きな被害が生じたことから、雇用の問題も含め地域経済の活力低下が懸念されている。

このような中で日々の市民生活に直結している飲食料品小売業の設備投資を支援することにより、本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る。

3. 計画の目標のために推進しようとする取組の内容

雇用機会の創出を図るため、本市の中核的な産業である飲食料品小売業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社伊藤チェーン（以下「対象事業者」という。）が、本市玉浦西地区内において複合商業施設（食品スーパー等）を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における飲食料品小売業は、市内の卸売業、小売業において、従業員数のうち約31%を占める第1位の中核的な産業である。また、本事業は、本市の飲食料品小売業において、従業者数の約20%を占めている事業者が実施するものであり、今般の店舗新設により、さらに105人の雇用を見込んでいる。加えて、投資の規模としても、事業者の年間の減価償却費を大きく上回る大規模なものである。

したがって、本事業の実施による経済効果及び雇用効果は大きく、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化及び雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大

きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

株式会社商工組合中央金庫

株式会社山形銀行

株式会社日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、本市の集団移転先である玉浦西地区内への複合商業施設の新設であり、住民生活の利便性を高めるだけでなく、生産者直売所や飲食スペースを設置することにより、地域農業の振興および県内広域圏からの集客が見込まれ、市内の産業振興にも繋がるものである。

このため、当該計画の実施により、集団移転先における住環境の整備を促進するとともに、関連する産業の活性化と雇用の確保に結びつくことから、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、岩沼市、岩沼市商工会、株式会社七十七銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社山形銀行、株式会社日本政策投資銀行、対象事業者を構成員に含む岩沼市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。